

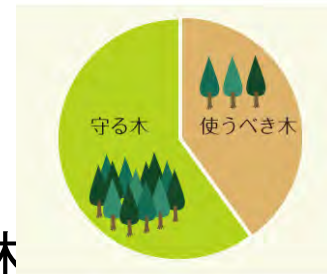
森林経営管理制度と森林環境譲与税について

令和7年6月18日

林政課

1. 森林經營管理制度

森林経営管理制度導入に至るまでの経緯



- 日本の森林のうち、約4割が人工林(約1,000万ha)、その6割は私有林

小規模・零細な所有構造
山元立木価格の長期低迷

経営意欲・関心の低下

人工林の利用期を迎えても
適切な利用がされない

- 森林経営計画制度の導入(H24～)による林業経営の効率化の促進
複数の森林をまとめて、路網整備や間伐を一体的に実施する「施業の集約化」

生産性向上



コスト削減



販売力強化

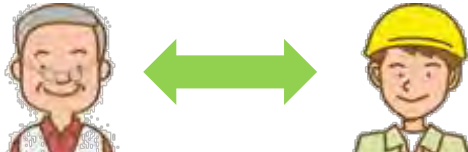


一方で、所有者の特定や境界の明確化に多大な労力
(森林所有者の高齢化や相続による世代交代・不在村化、未登記 等)
→ 民間が主体の取組だけでは、森林整備が進みにくい状況

- 森林経営管理制度の導入(H31.4～)
市町村が主体となって森林の経営管理を行うことが可能に

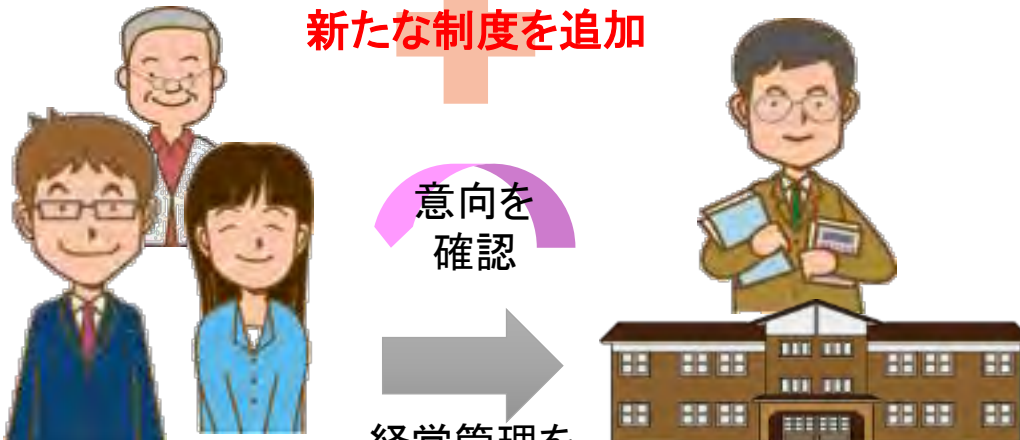
森林経営管理制度（森林経営管理法）とは

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。



これまでは森林所有者自ら、
又は民間事業者へ委託し経営管理

新たな制度を追加



意向を
確認

経営管理を
委託

※所有者から市町村
への申出も可

森林所有者

（所有者が不明の場合
にも特例を措置）

市町村

林業経営に
適した森林

経営管理を
再委託

林業経営に
適さない森林

市町村が自ら管理



林業経営者

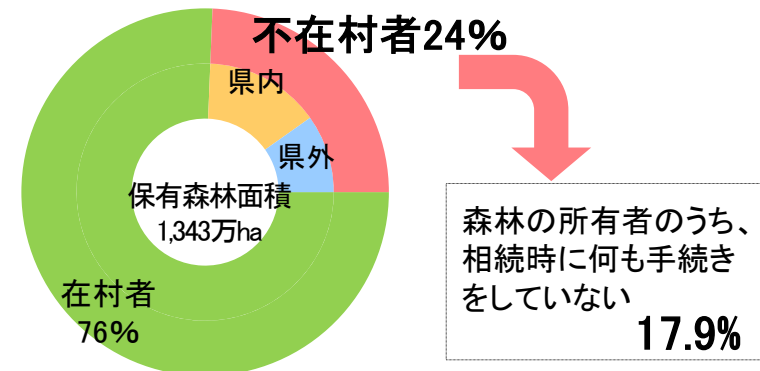
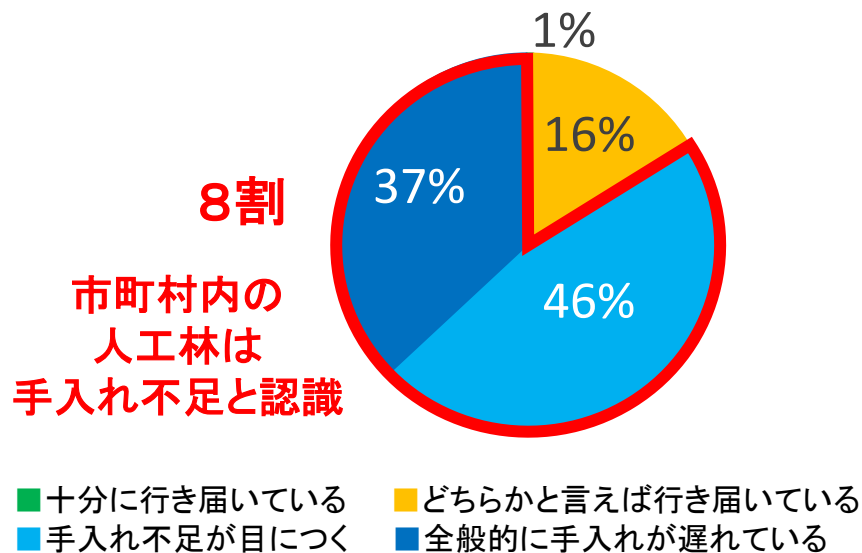
活用を想定

森林環境譲与税

経営管理が行われていない森林について
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築

制度の必要性 ～森林における様々な課題～

- 多くの地域に**手入れ不足の人工林**がある
(市町村担当者への聞き取り)



資料：農林水産省「農林業センサス」

国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）

注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

- **境界**が明確化されていない
(地籍調査の進捗状況)

宅地	農用地	林地	合計
55%	74%	<u>45%</u>	52%

資料：国土交通省（H31年4月調べ）

- **所有者が不明な森林**がある
(登記簿情報だけでは所有者に連絡がつかない割合)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	<u>28.2%</u>	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）

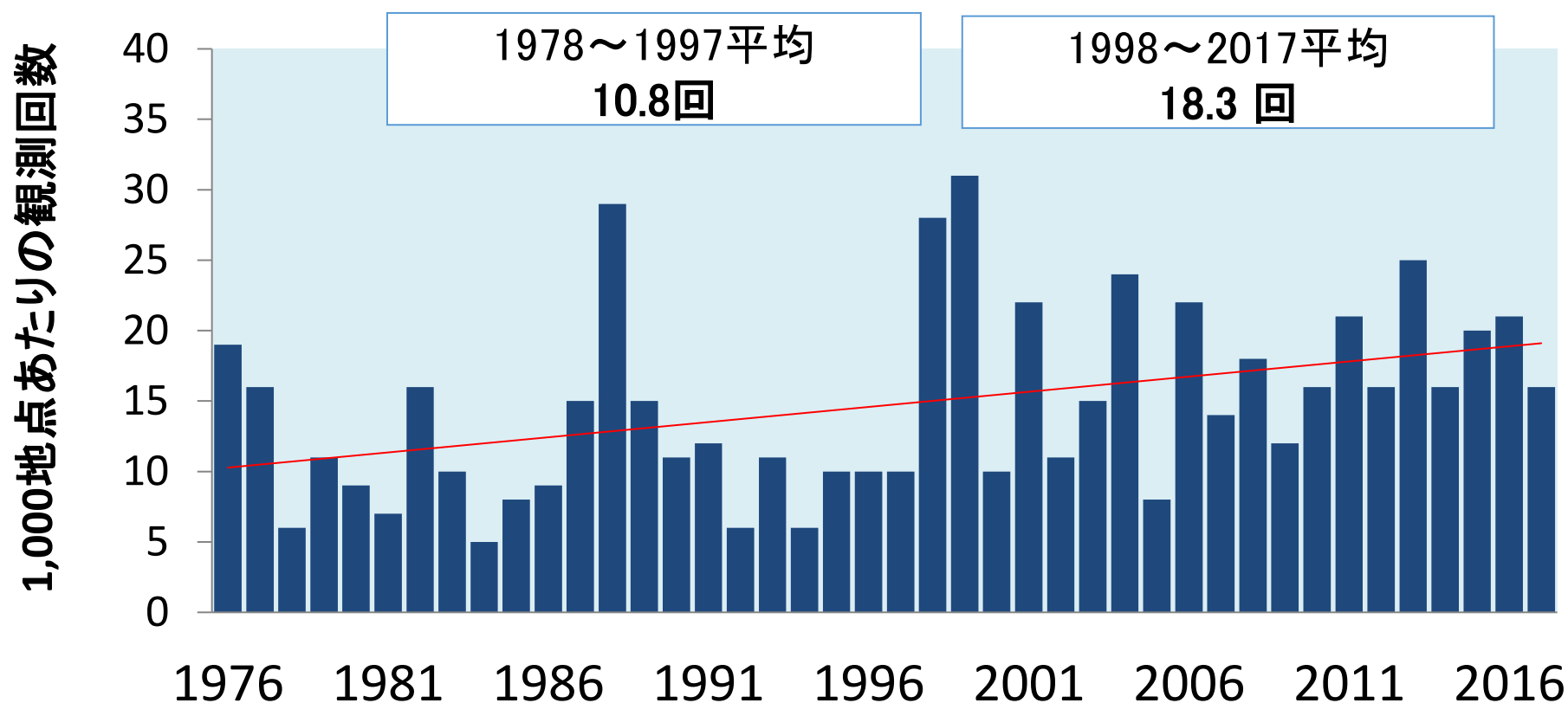
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

森林の手入れ不足等への対応が必要

(参考)集中豪雨等による山地災害の発生リスクの高まり

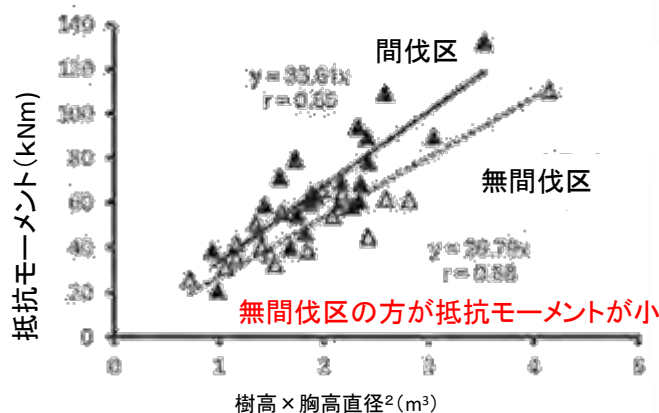
- 集中豪雨は、長期的にみて増加傾向。
- 特に近年、過去の観測記録を上回るような豪雨が頻発。

(1時間に80mm以上の集中豪雨の観測回数)

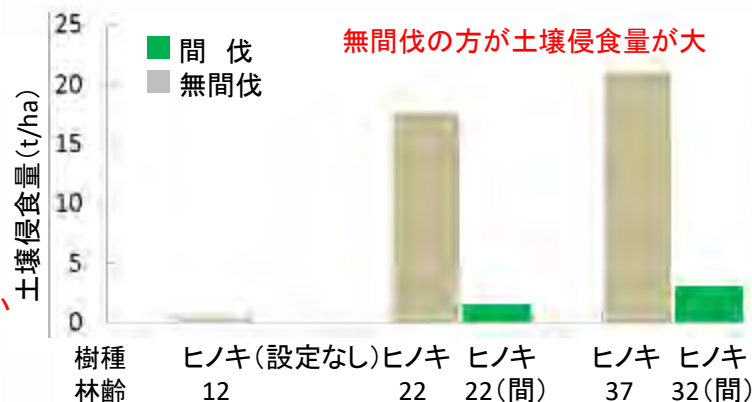


(参考) 森林整備の必要性について

- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵。
- 一方、適切な手入れ（間伐等）を実施しなければ、その機能は失われることから、適時適切な手入れが必要。



間伐区と無間伐区の比較 1)



間伐による土壌侵食量の違い 2)



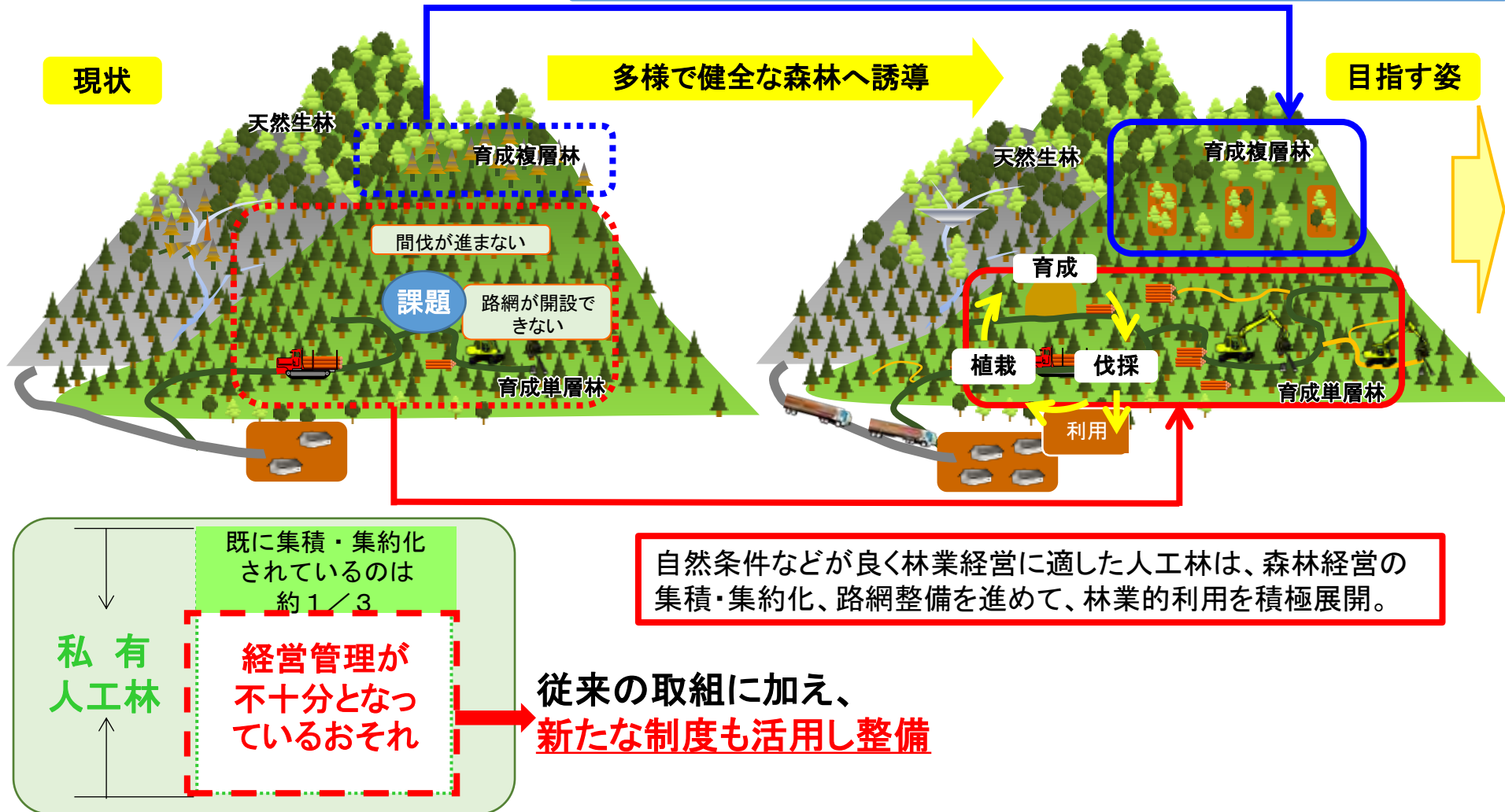
- 1) 藤堂千景ほか 2015. 間伐がスギの最大引き倒し抵抗モーメントにもたらす影響. 日本緑化工学会誌41(2)より作成
- 2) 北原曜 2008. 人工林の荒廃で土砂が川に流れ込む. 恩田裕編「人工林荒廃と水・土砂流出」岩波書店より作成

(参考) 森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性

○ 森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）における森林の誘導の考え方

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、管理コストの低い針広混交林(スギや広葉樹が混じり合った森林など)等へ誘導。

森林の多面的機能の発揮と林業の成長産業化



市町村の責務や都道府県の役割

森林経営管理法（抜粋）＜平成31年4月1日施行＞

※令和7年5月23日付けで改正案が成立。変更点については、後日説明会を開催予定。

（責務）

第三条 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村に対する援助）

六十九

第四十九条 国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

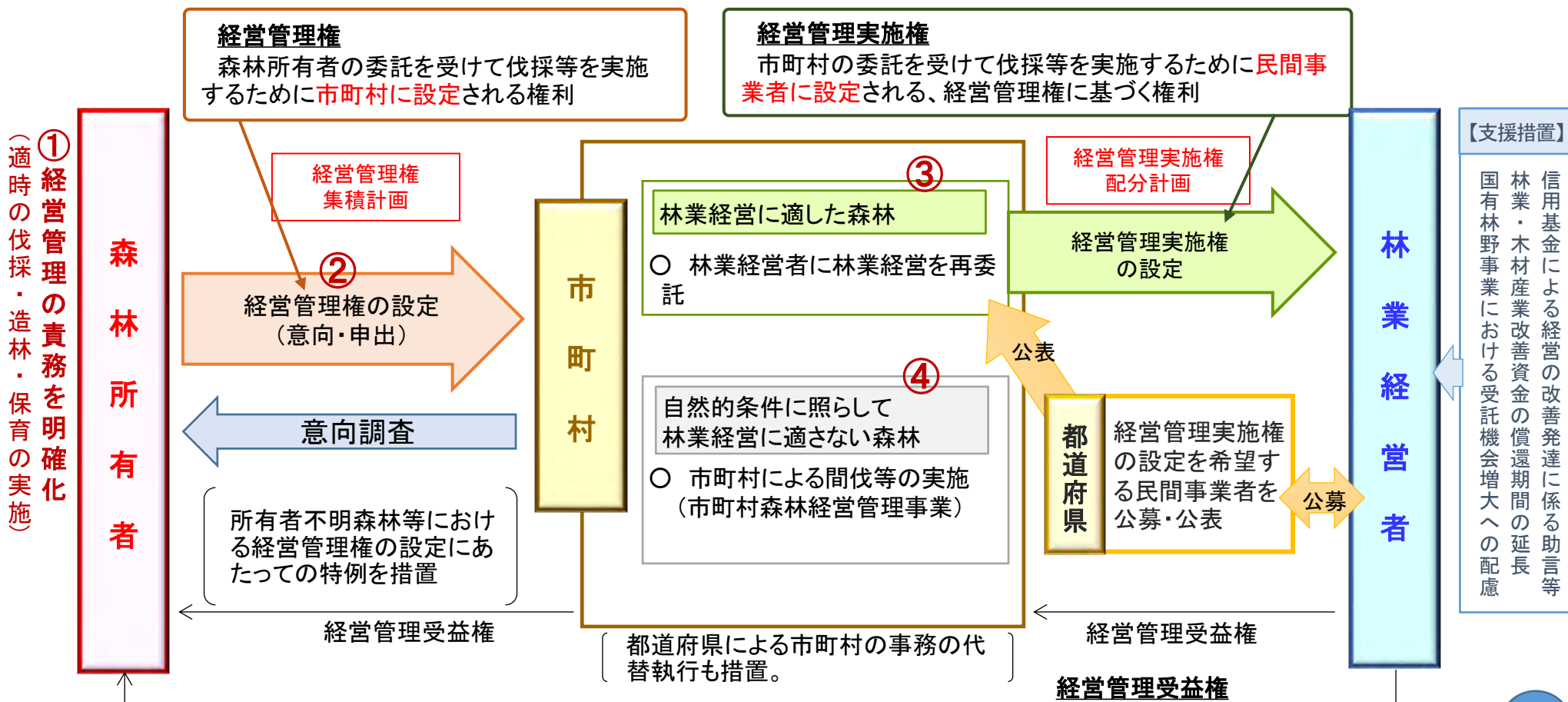
（関係者の連携及び協力）

七十

第五十条 国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

森林経営管理制度(森林経営管理法)の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



経営管理とは

森林経営管理法の「経営管理」の定義

「**経営管理**」とは、森林について

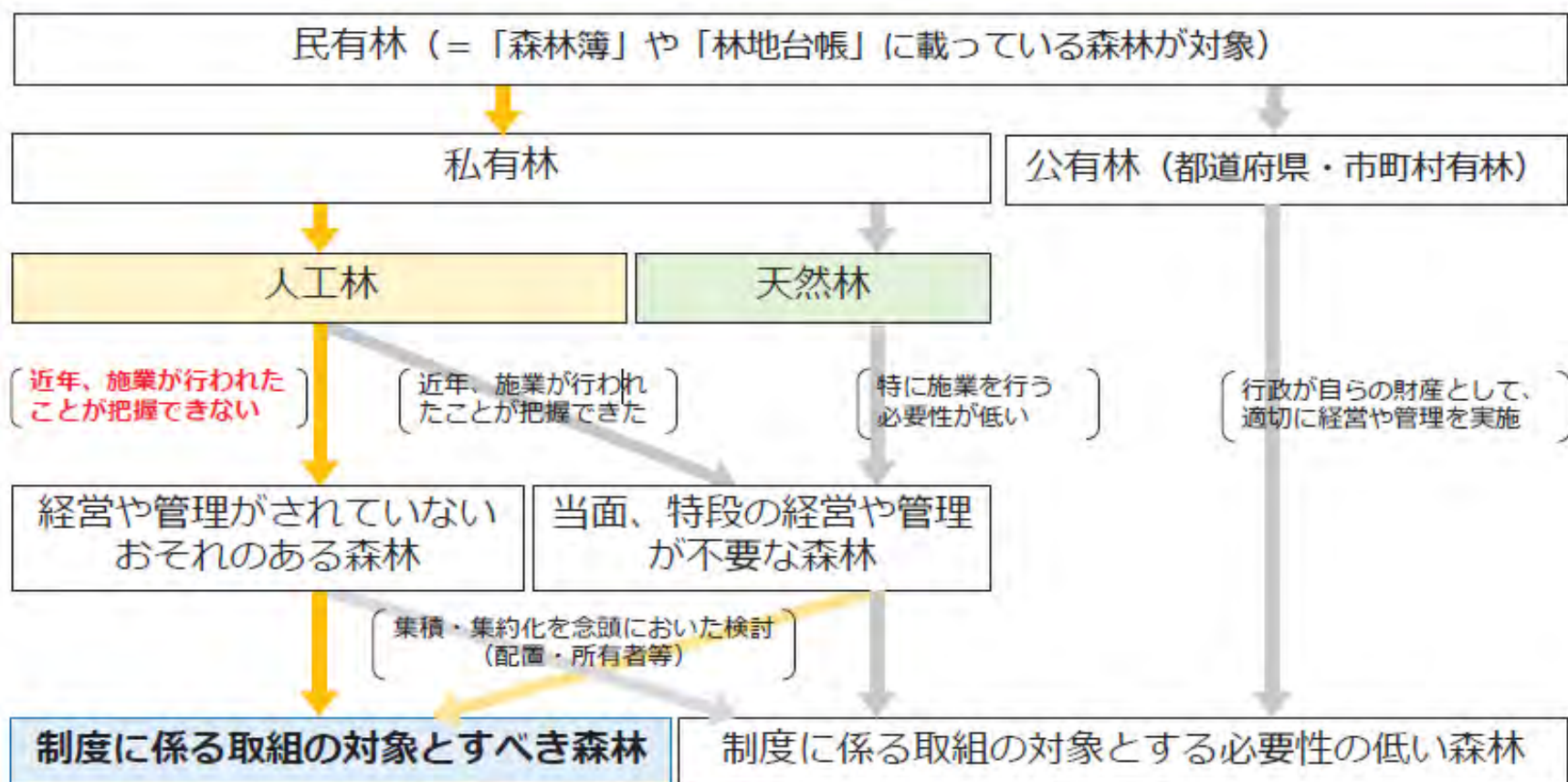
- ①「**自然的経済的社会的諸条件**」に応じた
- ②「**適切な経営及び管理を持続的に行う**」こと。（法第2条第3項）

[解説]

- ①「**自然的経済的社会的諸条件**」とは、樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況等をいう。（長官通知第2の1の（1））
- ②「**適切な経営及び管理を持続的に行う**」とは、自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施することをいう。（長官通知第2の1の（2））

[森林経営管理制度]

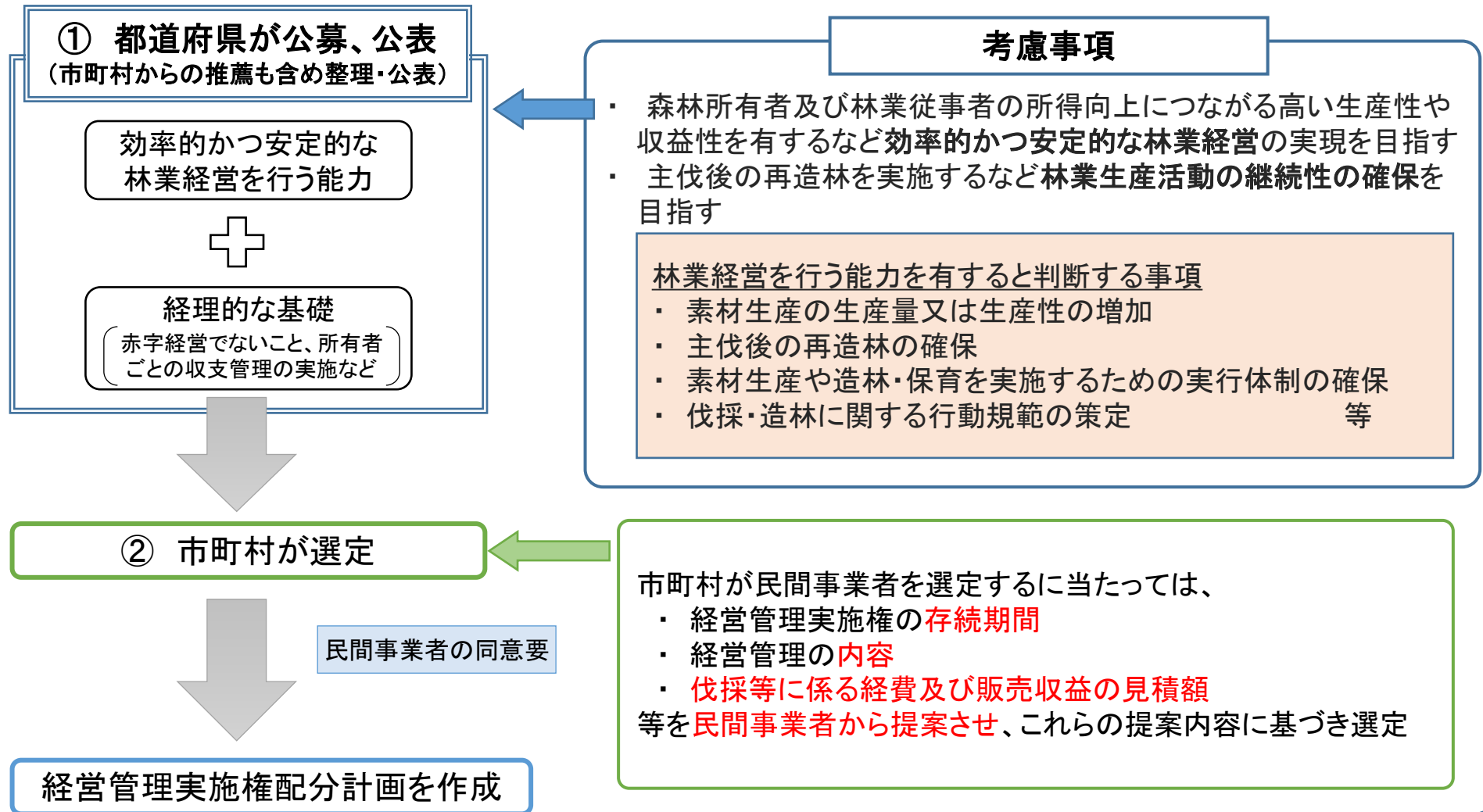
対象森林の基本的な考え方



〔※財産区有林等についても、地域の実情に応じて制度に係る取組の対象としても構わない〕

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者(林業経営者)

- ① 都道府県が、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者を公表
- ② 市町村は、公表されている者の中から、再委託する民間事業者(林業経営者)を選定

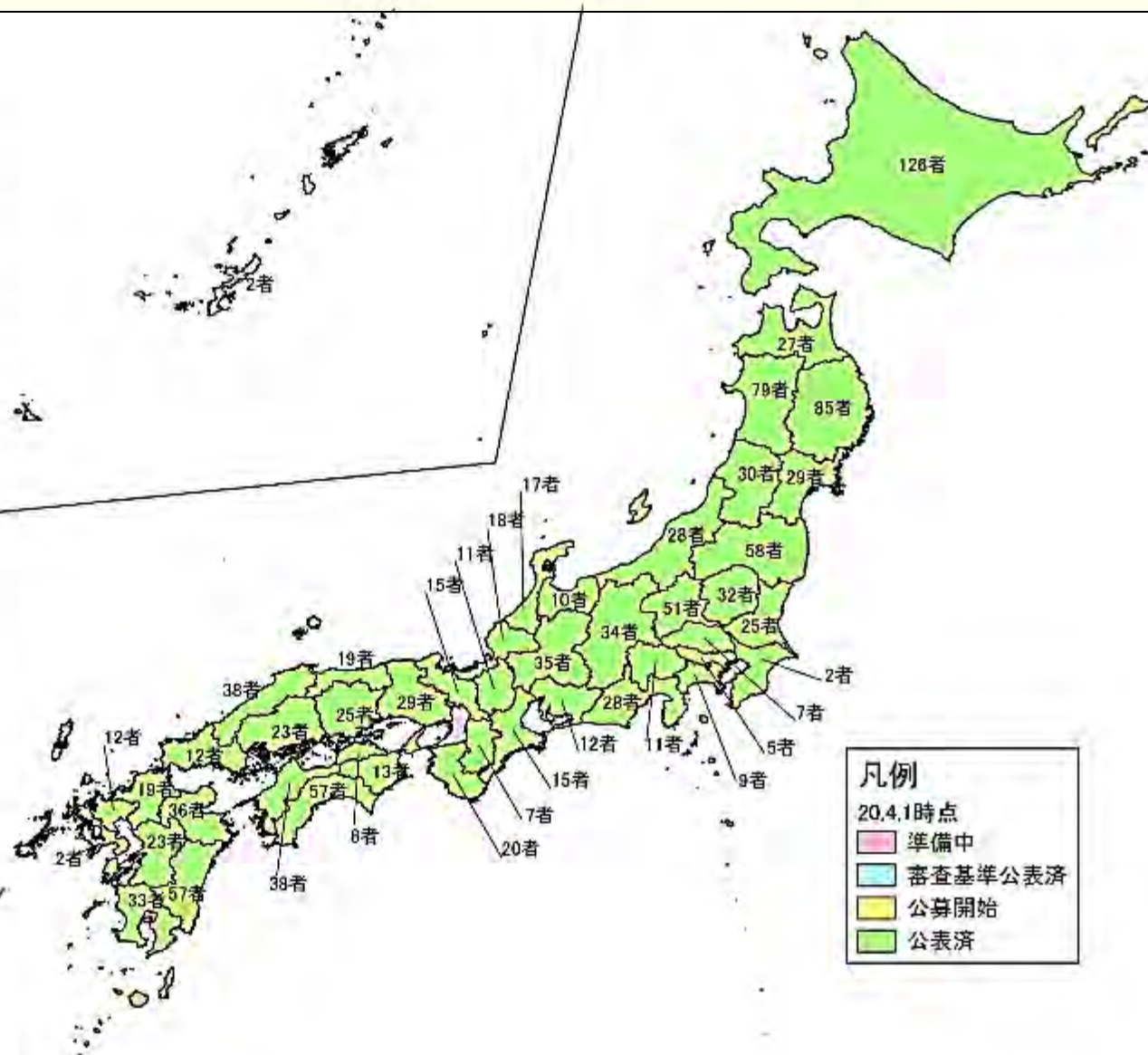


経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の公募・公表の状況

- 森林経営管理法第36条に基づく、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の公募・公表については、令和2年4月1日時点で46道府県において公募を行い、計1,272者の事業者が公表されている。

都道府県名	事業者数	都道府県名	事業者数
北海道	126	京都府	15
青森県	27	大阪府	
岩手県	85	兵庫県	29
宮城県	29	奈良県	7
秋田県	79	和歌山県	20
山形県	30	鳥取県	19
福島県	58	島根県	38
茨城県	25	岡山県	25
栃木県	32	広島県	23
群馬県	51	山口県	12
埼玉県	7	徳島県	13
千葉県	2	香川県	8
東京都	5	愛媛県	38
神奈川県	9	高知県	57
新潟県	28	福岡県	19
富山県	10	佐賀県	12
石川県	17	長崎県	2
福井県	18	熊本県	23
山梨県	11	大分県	36
長野県	34	宮崎県	57
岐阜県	35	鹿児島県	33
静岡県	28	沖縄県	2
愛知県	12		
三重県	15		
滋賀県	11		

計 1,272者



森林経営管理制度等により期待される効果

市町村 (地域全体)	○ 意向調査を通した、<u>地域の森林の所有者情報等の把握・確認</u>。 ○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され</u>、土砂災害等の発生リスクが低減し、<u>地域住民の安全・安心に寄与</u>。 ○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた<u>森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与</u>。 ○ 新たに森林整備に携わる人が増え、<u>定住人口の増加が期待</u>されるほか、森林(木材)を活用した<u>新たなビジネスチャンス</u>を創出。
森林所有者	○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる</u>。 ○ 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待</u>できる。
地域の 林業経営者	○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能</u>となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施</u>できる。

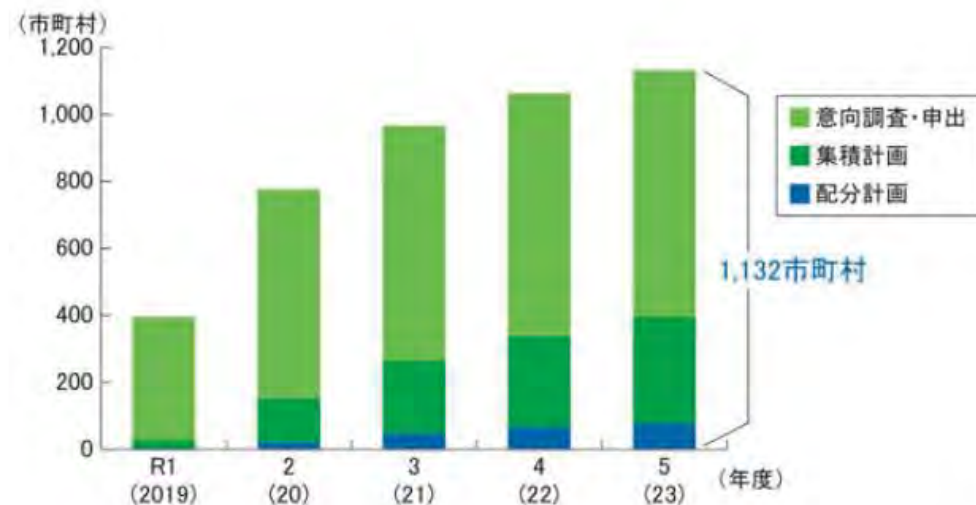
森林経営管理制度の取組状況

- 導入から5年経過し、全国で1,132市町村で取組実施(令和5年度末時点)
- 意向調査は約103万ha実施、回答の約4割が委託希望

- 経営管理権集積計画 23,290ha(40道府県394市町村)
市町村で森林整備を実施 8,370ha(294市町村)
- 林業経営体へ再委託
経営管理実施権配分計画 3,177ha(78市町村)
森林整備の実施 598ha(48市町村)

委託希望のうち、
約5割で森林整備に
向けた動き

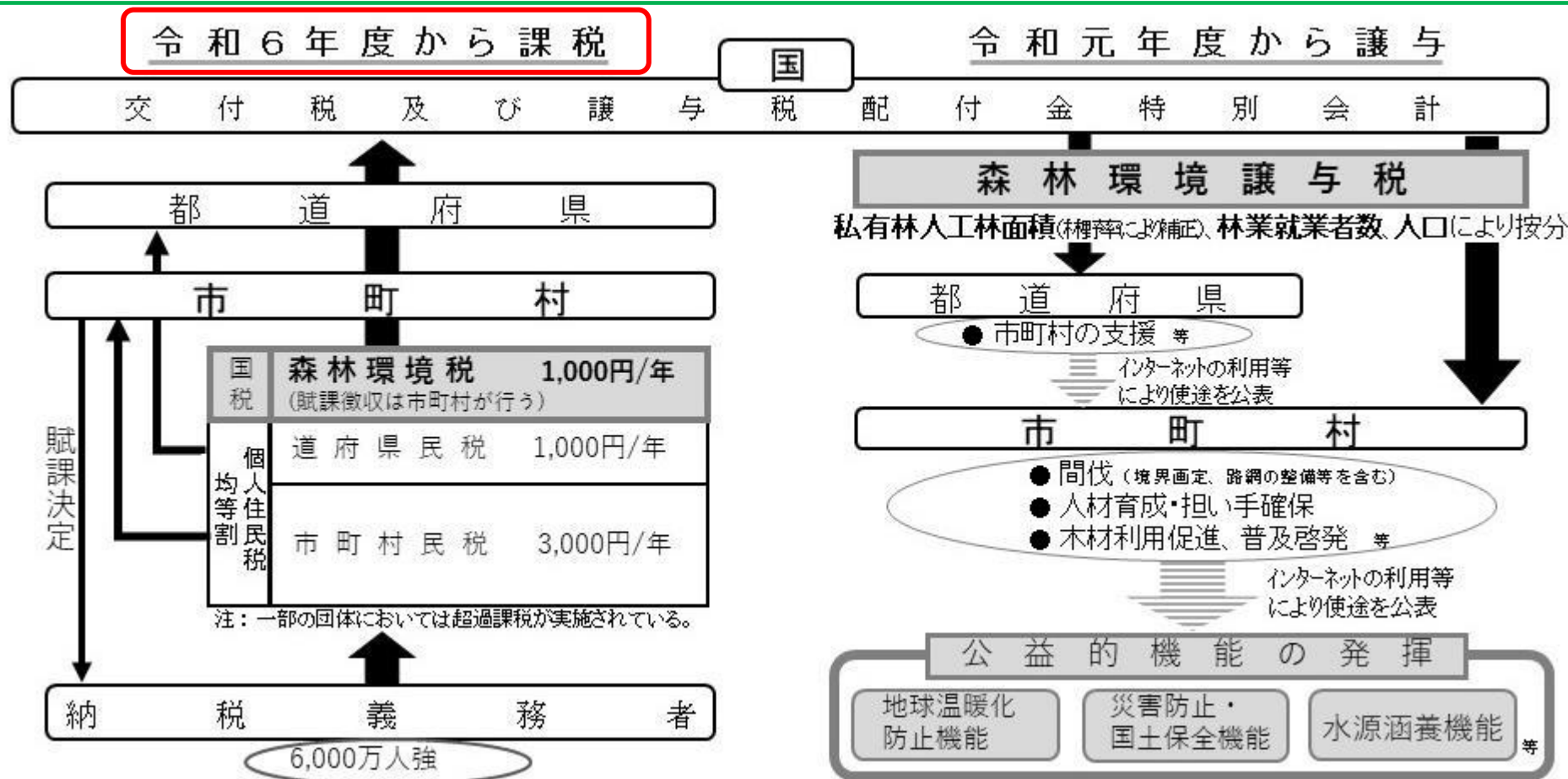
- 所有者不明森林への対応 156市町村
特例措置の活用 12市町村



2. 森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。



【譲与基準】

市町村分
(総額の90%)

都道府県分
(総額の10%)

55% : 私有林人工林面積

20% : 林業就業者数

25% : 人口

市町村と同じ基準

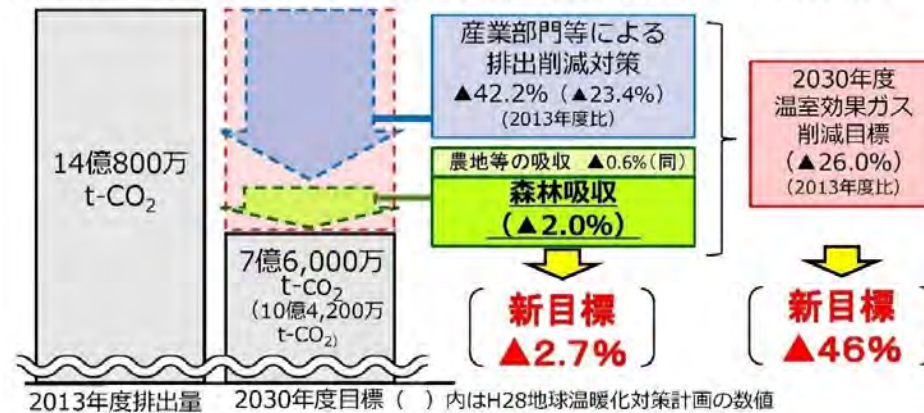
(※以下のとおり林野率による補正)

林野率	私有人工林面積の補正方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

地球温暖化防止に向けたパリ協定下(2020以降)の目標

□ 新たな温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標 (2030年度)

- パリ協定とは...



- 産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追及する
- 日本は、2050年カーボンニュートラル実現に向け、温室効果ガス総排出量を2030年度に46%削減(2013年度総排出量比)し、さらに50%の高みに向けて挑戦することとしている
- 森林の適切な経営管理や木材利用を進めることで、森林が吸収源として評価され、排出削減目標の達成に貢献することが可能
- 人工林は高齢級化によって森林吸収量も減少する傾向にあるため、将来にわたって森林の吸収能力を十分に発揮させるためには、伐採後の確実な再造林など森林資源の若返り等にも取り組むとともに、成長に優れた種苗の母樹の増植と普及を促進する必要がある

平成30年度税制改正大綱(抜粋)(平成29年12月14日)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

(以下略)

森林環境譲与税の使途

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第34条参照

市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- ・森林の整備（間伐等）
- ・森林整備を担うべき人材育成・担い手の確保
- ・木材利用の促進
- ・森林の有する公益的機能に関する普及啓発
- ・その他の**森林の整備の促進に関する施策**

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）

（趣旨）

第一条 この法律は、**森林**（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。以下この条及び第三十四条第一項において同じ。）**の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み**、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が実施する**森林の整備及びその促進に関する施策**の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

（森林環境譲与税の用途）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を**次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。**

一 **森林の整備に関する施策**

二 **森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用**（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第二条第二項に規定する木材の利用をいう。）**の促進その他の森林の整備の促進に関する施策**

2 都道府県は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策

二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策

三 前項第二号に掲げる施策

3 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、**インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。**

森林環境譲与税と既存施策の両者による森林整備

- 森林環境譲与税は、自発的施業への支援といった既存施策では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されるもので、既存施策とは異なるもの。
- 林業成長産業化のためには既存施策が不可欠であり、森林整備事業予算を確保。

森林の公益的機能の発揮

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林
⇒森林所有者の**自発的施業が困難**

管理コストの低い針広混交林
(スギや広葉樹が混じり合った森林など) 等へ誘導

多様で健全な森林への誘導が必要

林業の成長産業化

自然条件などが良く林業経営に適した人工林

育てる

植える

伐る

使う

林業的利用を積極展開

森林環境譲与税による取組と従来の予算事業による取組の双方を推進することにより、一層の森林整備を進めることが必要。

木材利用の促進に関する法整備



- カーボンニュートラルの実現に向けて建築物全般の木造率向上を目指し、法改正が進む



公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(2010)

法律に基づく
指針



脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(通称:都市(まち)の木造化推進法)(2021)

- 木造化推奨対象が「公共建築物」から
「建築物一般(民間施設を含む)」へ



- 「建築基準法」等の改正(R4)による木造建築基準の合理化
- 耐火性の高い建材の開発や設備の向上

→ 今まで出来なかった木造化や木質化が可能に

○ 地域の木材を使うことの意義

- 地域の森林の伐採を促し、森林の循環につながる
- 他地域と比べて輸送時に発生する二酸化炭素が少ないため、地球温暖化対策に貢献する 等

茨城県

県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針①(2011)

※①は県内全市町村で策定済

- (議員提案条例) 茨城県県産木材利用促進条例(2014)
- 条例に基づく、県産木材の利用の促進に関する指針②(2015)

国の法改正を受け、2つの木材利用に関する指針(①、②)を一本化

・ 県産木材の利用の促進に関する指針(2022)

- 木材利用の促進のための施策に関する基本的事項や、県有建築物等の木材利用の目標等を規定

※法改正に伴い、今後各市町村においても①の改正が必要

令和6年度税制改正大綱(抜粋)(令和5年12月14日)

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(4) 森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体において譲与税を一層の有効活用を促していくこととする。

第二 令和6年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

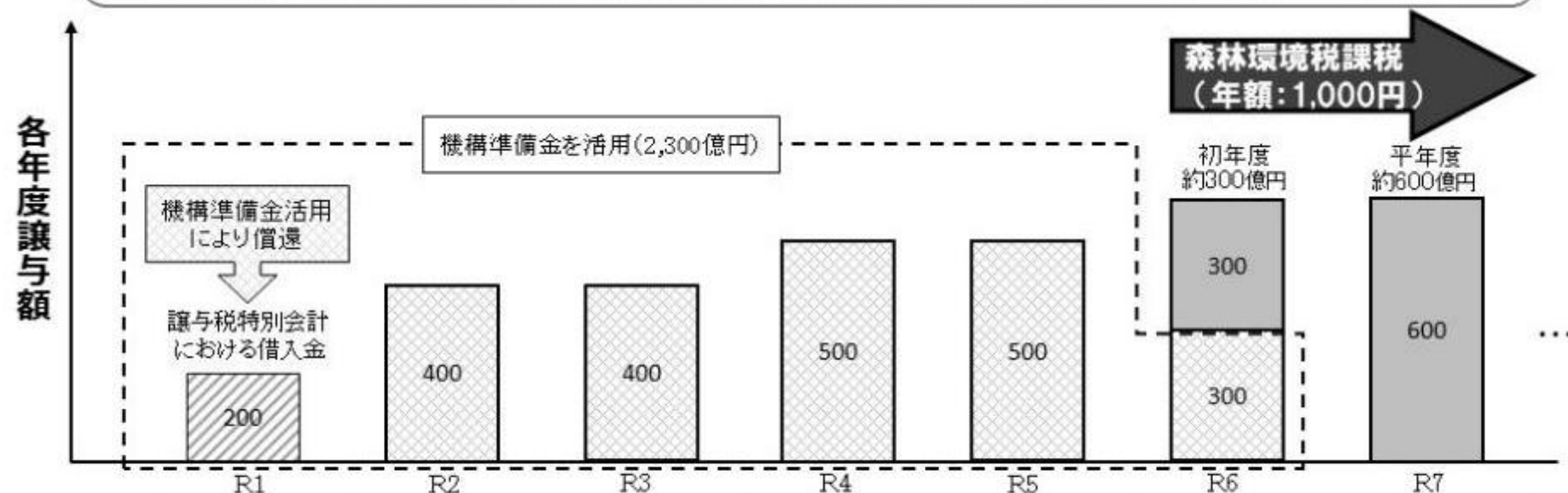
(地方税)

〈森林環境譲与税〉

(6) 森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を100分の55（現行：10分の5）とし、人口の譲与割合を100分の25（現行：10分の3）とする。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市: 県の割合	80:20	85:15		88:12		90:10	
(市町村分)	160	340	→	440	→	約540	→
(都道府県分)	40	60	→	60	→	約60	→

【譲与基準】 ＊R6以降の年度分の譲与税について適用

市町村分	55% : 私有林人工林面積(※以下のとおり林野率による補正) 20% : 林業就業者数 25% : 人口	林野率	補正の方法
		85%以上の市町村	1.5倍に割増し
		75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し
都道府県分	市町村と同じ基準		

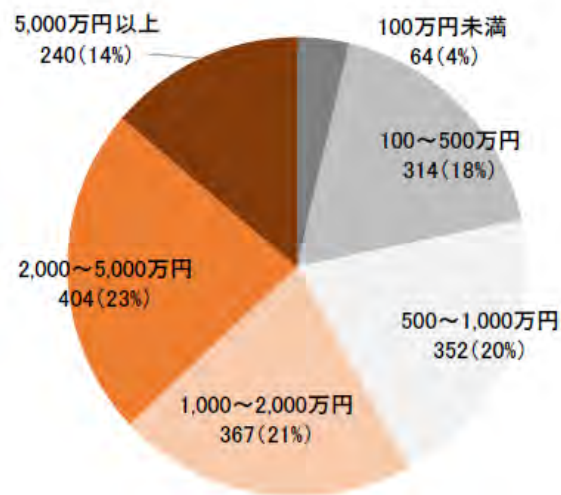
森林環境譲与税の譲与額の状況(市町村)

○令和5年度の森林環境譲与税の譲与額の金額規模の状況は、以下のとおりです。

- ・市町村全体では、平均値が2,527万円（2,000万円以上が4割、500～2,000万円が4割、500万円未満が2割）。
- ・私有林人工林1千ha以上の市町村では、平均値が3,668万円（2,000万円以上が6割）。
- ・私有林人工林1千ha未満の市町村では、平均値が1,069万円（500万円未満が5割）。

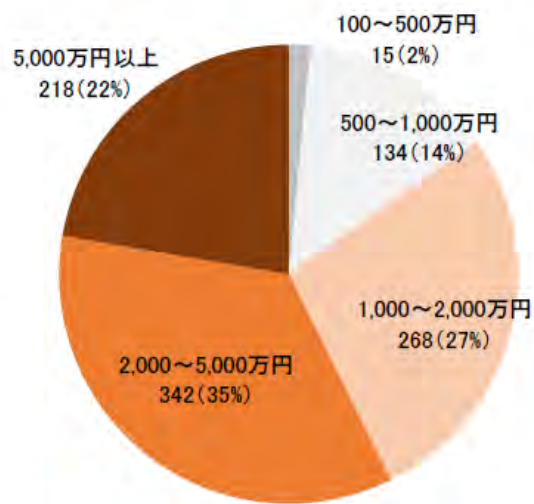
全 体
(1,741市町村)

〔 平均値:2,527万円 〕



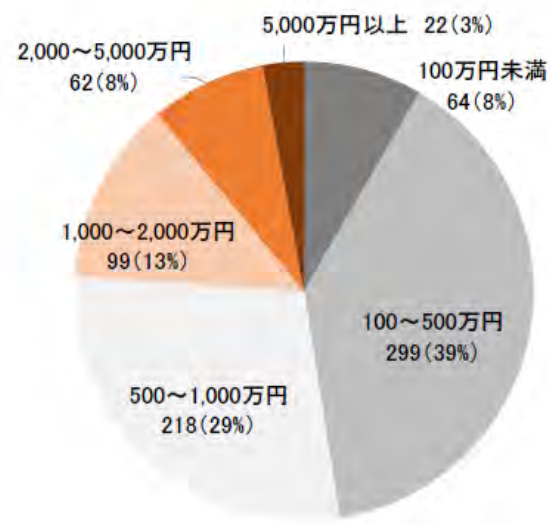
私有林人工林1,000ha以上
(977市町村)

〔 平均値:3,668万円 〕



私有林人工林1,000ha未満
(764市町村)

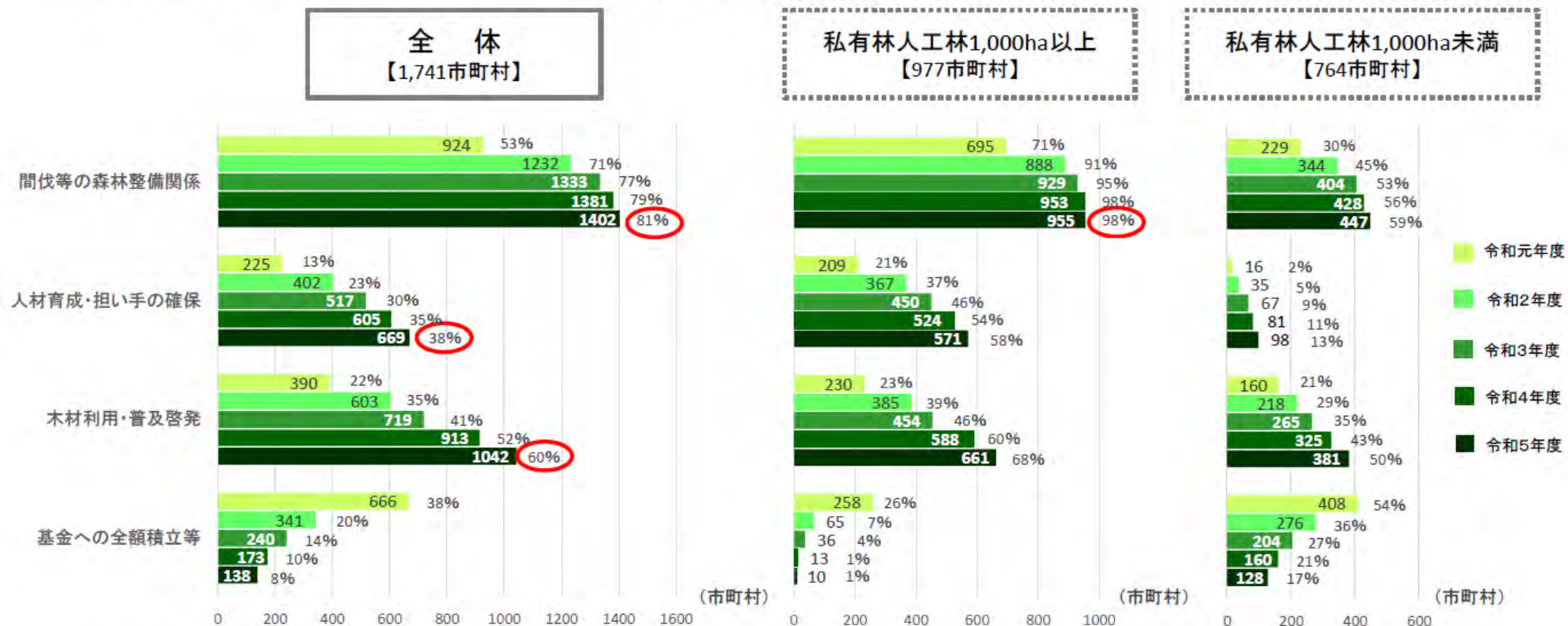
〔 平均値:1,069万円 〕



森林環境譲与税を活用した取組状況(市町村)

- ・令和5年度に間伐等の森林整備関係に取り組んだ市町村の割合は81%、人材育成は38%、木材利用・普及啓発は60%となりました。森林整備関係の取組を中心として、取組市町村数は増加しています。
- ・特に、私有林人工林1千ha以上の市町村では、森林整備関係へ取り組む割合は98%と高くなっています。
- ・基金への全額積立の市町村は減少しており、全体で8%となっています。

■ 森林環境譲与税の取組市町村数(令和元年度～5年度)



※ 総務省・林野庁調べ、1,741市町村から回答。項目は複数選択可。

※ グラフ内の実数は市町村数。割合は、上枠の【 】内の市町村数に対するものを表示。

※ 私有林人工林面積による市町村の区分は、令和元年度及び2年度は「森林資源現況調査(平成29年3月31日現在)」、令和3年度～5年度は「農林業センサス2020」の数値に基づくものであり、私有林人工林1,000ha以上及び未満のグラフ中の割合は、令和元年度及び2年度分については、それぞれ981市町村、760市町村を母数として算出。

森林環境譲与税を活用額の状況

- ・ 森林環境譲与税の活用額は、令和元年度の譲与開始以降、着実に増加しており、令和5年度には市町村と都道府県を併せて464億円となりました。
- ・ 用途別の内訳をみると、間伐等の森林整備関係に最も多く活用されており（約6割）、次に木材利用・普及啓発に活用されています。

■ 森林環境譲与税の活用額（令和元年度～5年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 予定
活用額	96億円	210億円	270億円	399億円	464億円	(602億円)
うち 間伐等の森林整備関係	44億円	111億円	150億円	234億円	276億円	(368億円)
うち 人材の育成・担い手の確保	31億円	51億円	57億円	68億円	75億円	(93億円)
うち 木材利用・普及啓発	21億円	48億円	63億円	97億円	113億円	(141億円)
（参考）譲与額	200億円	400億円	400億円	500億円	500億円	—

（参考）市町村・都道府県別

市町村	65億円	163億円	217億円	341億円	406億円	(533億円)
都道府県	31億円	47億円	53億円	58億円	58億円	(70億円)

※ 令和6年度予定の金額については、令和6年6月時点で自治体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

※ 令和6年度譲与額については、森林環境税の収入額を踏まえて決定。

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組例

・林野庁では、取組の例を
「**ポジティブリスト**」として紹介

・「森林整備」、「人材育成」、「木材利用」、「普及啓発」の分野ごとに掲載

・このほか、毎年度の全国の事例を
とりまとめ、「森林環境譲与税の取組
事例集」として、林野庁HPにて公開し
ている。（参考リンク）



令和5年6月
林野庁・総務省

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の使途の範囲内で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、幅広い事業に活用可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました（令和5年6月に波線箇所を追加）。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いいたします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む） ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等
	【路網の整備】 ・林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者（森林組合）が改修する際に、資材費等を補助

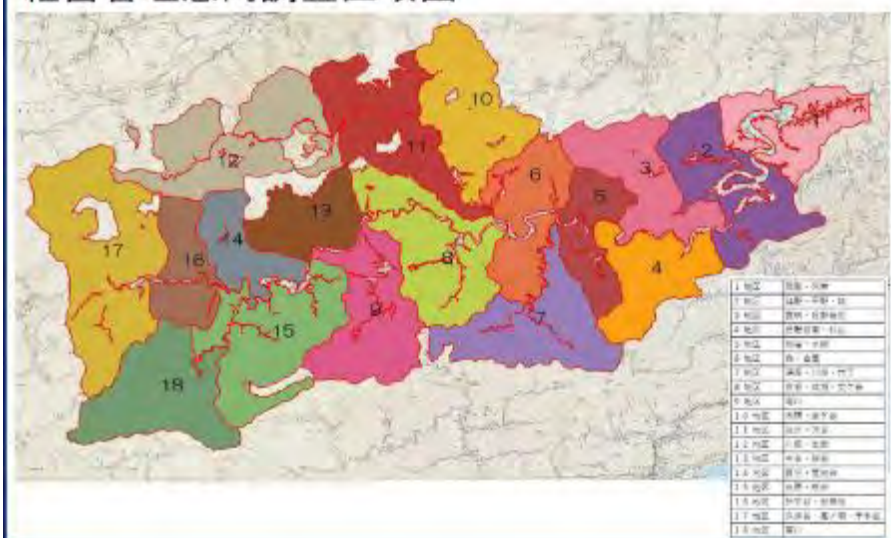
3. 市町村の取組事例

他自治体における取組の進め方 ～ 徳島県那賀町 ～

□ 森林経営管理制度に係る取組の進め方

- 出来るだけ早く、出来るだけ多くの人にとの方針の下、**令和元年度に町内全域で意向調査**を実施
- その結果を踏まえ、**改めて詳細調査**を実施
- 詳細調査は、町内を**18地区に分け、5年で実施**
 - ・ 令和元年度 2 地区
(奥地・大規模所有の地区と集落周辺・小規模所有の地区)
 - ・ 来年度以降 4 地区ずつ
(筆数を勘案し、事務量が均等になるよう配慮)
- 調査は、近隣市町村等で構成する**協議会**が実施
(協議会実施であるが、実務は町職員が実施)

経営管理意向調査区域図



□ 基礎データ

私有林面積	50,985ha
私有林人工林面積	39,583ha
森林の地籍調査進捗率	24%

□ 市町村の実施体制（令和元年度）

- **林業担当職員 8 名**
(その他、森林組合から 1 名派遣)

□ 参考情報

- **令和元年度は町内全域、5 千人を対象に意向調査**をアンケート送付により実施
(回答率約40%)。
- 詳細調査については、アンケート送付＋地区座談会により実施。
- 意向調査関連の予算は23,908千円。
- 協議会では、山の相談窓口「ハローフォレスト」を設置し、制度に関する問い合わせのほか、森林の売却や寄附等についての相談にも対応。
- 令和 2 年度中に**集積計画の策定、市町村森林経営管理事業等による森林整備を実施**する計画。

他自治体における取組の進め方 ～ 和歌山県有田川町 ～

□ 森林経営管理制度に係る取組の進め方

- 合併前の **旧町ごと 3 地域に分けて** 意向調査を実施
- 1 地域は、**直営** により **4 年** で実施
- 2 地域は、**委託**（森林組合）により **10 年** で実施
- 「**直営**」**地域**は、森林経営計画の作成が見込めないため、**市町村による公的管理**を想定
- 「**委託**」**地域**は、森林経営計画の作成を期待し、**林業経営者への再委託**につなげることを想定



□ 基礎データ

私有林面積	23,706ha
私有林人工林面積	17,516ha
森林の地籍調査進捗率	82%

□ 市町村の実施体制（令和元年度）

- **林業担当職員 3 名**
（平成29年度の担当部署新設時には、いずれも林業担当は初経験）

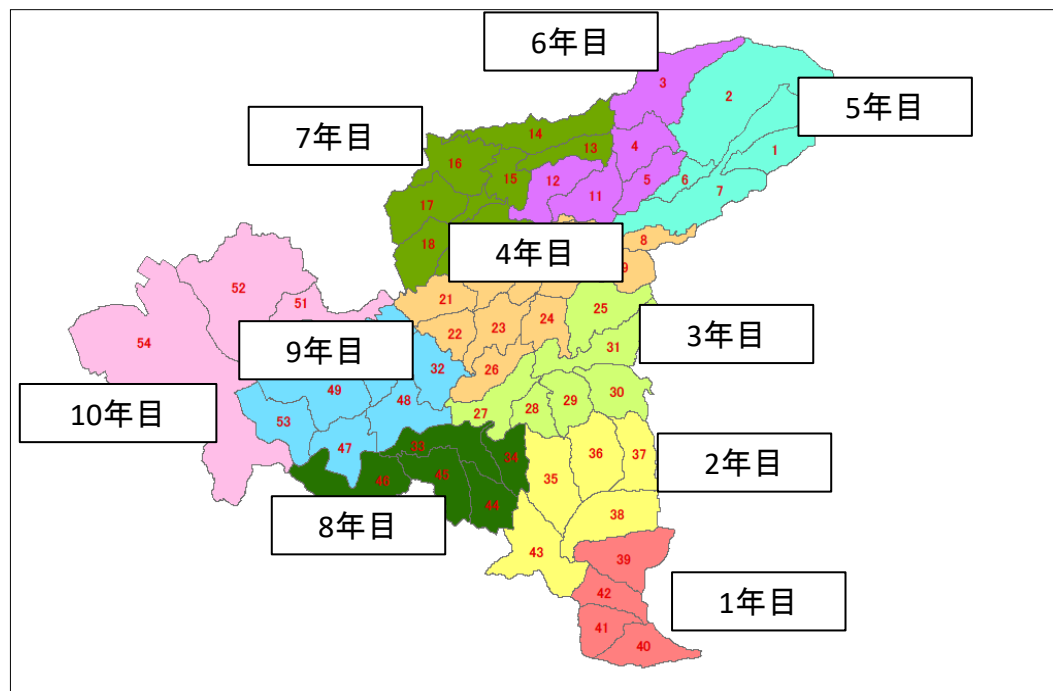
□ 参考情報

- **令和元年度は約1,500ha（423名）を対象に意向調査**を実施（回答率75%）。
- うち、市町村への経営管理の委託希望は約332ha（135名）。
- 意向調査に回答した所有者に礼状送付。
- 意向調査関連の予算は
直営… 700千円 委託…8,000千円
- 事業の単価
意向調査実施… 6,080円/ha
集積計画作成…25,460円/ha（意向調査除く）
- 令和2年4月時点で**集積計画を約25ha策定。令和2年度中に随時、市町村森林経営管理事業の実施又は配分計画の策定**を行う計画。

他自治体における取組の進め方 ～ 熊本県御船町 ～

□ 森林経営管理制度に係る取組の進め方

- 対象森林2,000haを10年で意向調査
- 林班単位で区割り
- 山間部で比較的まとまりがあるところから着手
- 意向調査は直営で実施
- 現地確認及び境界確認については、地元精通者2名を雇用



□ 基礎データ

私有林面積	4,915ha
私有林人工林面積	<u>2,489ha</u>
森林の地籍調査進捗率	0%

□ 市町村の実施体制（令和元年度）

- 地域林政アドバイザー 1名
(町の林業担当職員は0名)

□ 参考情報

- 令和元年度は約200ha（73名）を対象に意向調査を実施（回答率100%）。
- うち、市町村への経営管理の委託希望は約60ha（27名）。
- 町内在住者には地区座談会や戸別訪問により調査票を手交。
- 町外在住者には電話連絡後、郵送。
- 境界明確化についても、令和元年度に73名、197haを実施）。
- 意向調査関連の予算は1,319千円。
- 委託希望のあった森林について、令和2年度中に間伐等の森林整備を実施する計画

森林環境譲与税を活用した取組状況（森林経営管理制度、再造林対策）

さいじょう

【愛媛県西条市】

＜森林経営管理制度に基づく市町村による間伐の実施＞

- 西条市は、令和2年度に「西条市森林環境譲与税の活用に関する基本方針」を策定し、森林整備等の効果が高い事業を優先的に実施。
- 令和5年度は、約865haの意向調査を実施。管理委託希望の森林のうち、市で管理予定箇所の現況調査を無人ヘリを活用して効率的に実施して、約139haの経営管理権集積計画を策定するとともに、約103haの保育間伐を実施。



〈無人ヘリによる調査〉



〈間伐後〉

【事業費】

意向調査：127千円
（全額譲与税）
現況調査：9,295千円
（全額譲与税）
保育間伐：46,968千円
（全額譲与税）

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	72,502千円
②私有林人工林面積	16,092ha
③林野率	68.8%
④人口	104,791人
⑤林業就業者数	77人

【宮崎県えびの市】

＜林業経営者と連携した再造林の実施＞

- えびの市では、主伐が増加している中、再造林に意欲のある森林所有者が少なく、再造林の推進が課題。
- 伐採届で天然更新を計画していた森林所有者に対して書面調査を行い、市が仲介役となり、森林を手放したい者の土地所有権を林業経営者に移転して再造林を実施。
- 令和5年度は、1.42haの再造林及び繁茂した天然木や笹を粉碎するための機械導入を支援。



〈施業前〉



〈機械による地拵作業〉

【事業費】

再造林：594千円
（全額譲与税）
機械導入：3,333千円
（全額譲与税）

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	31,044千円
②私有林人工林面積	5,490ha
③林野率	73.5%
④人口	17,638人
⑤林業就業者数	83人

森林環境譲与税を活用した取組状況（獣害防止対策、種苗対策）

みまさか

【岡山県美作市】

＜新植地へのシカ被害防止対策＞

- 美作市では、県内でもニホンジカの生息数が多く、新植地での苗木の食害が発生。
- このため、市有林の新植地において、試験的に種類の異なる食害保護対策を実施し、その有効性及び作業効率等について検証。
- 令和5年度は、少花粉スギ0.96haの新植地で、シカ防護柵（759.3m）及び単木保護資材（3種、300本）による食害防止対策の比較検証を実施。



＜設置作業＞



＜単木保護資材A・B・C＞

【事業費】

5,283千円（全額譲与税）

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	58,894千円
②私有林人工林面積	11,808ha
③林野率	76.9%
④人口	25,939人
⑤林業就業者数	56人

みなみあいきむら

【長野県南相木村】

＜カラマツの育苗への支援＞

- 南相木村では、新たな森林産業の一環とし、村内のカラマツから種を採取・育苗、植樹するという循環型林業を目指している。
- この取組の中で、村内の新規生産者によるカラマツ育苗に対して支援を行っている。
- 令和5年度は、カラマツ苗2万本の育苗を生産委託し、育苗データを収集。佐久地区森林祭の植樹にも使用。今後も規模の拡大を行い、年5万本の育苗を目指している。



＜カラマツ苗の育苗施設＞

【事業費】

1,393千円（全額譲与税）

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	8,782千円
②私有林人工林面積	1,755ha
③林野率	87.7%
④人口	962人
⑤林業就業者数	3人

森林環境譲与税を活用した取組状況（人材確保・木材利用）

【奈良県、^{ごじょう}五條市、^{よしのちょう}吉野町、^{くろたきむら}黒滝村、^{のせがわむら}野迫川村、^{ひがしよしのむら}東吉野村】 ＜奈良県フォレスターを市町村へ長期派遣＞

- ▶ 奈良県内の市町村では、林務行政の専門職員が配置されていない場合が多く、地域の森林環境管理を担う人材の確保が課題。
- ▶ このため、奈良県職員として採用した者を「奈良県フォレスターアカデミー」で2年間修学させた後、「奈良県フォレスター」として市町村に長期間派遣。
- ▶ 令和5年度は、7市町村に各1名派遣（うち5市町村が、派遣に係る人件費に譲与税を充当）。奈良県フォレスターが派遣先の森林環境管理に関する総合的なマネジメントを実施。



＜境界明確化に向けた打合せ＞

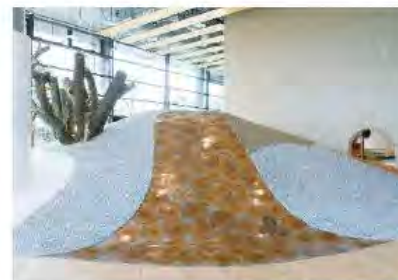


＜現地踏査＞

【事業費】 6,594千円（全額譲与税（五條市））
 6,910千円（全額譲与税（吉野町））
 6,655千円（全額譲与税（黒滝村））
 7,507千円（全額譲与税（野迫川村））
 5,671千円（全額譲与税（東吉野村））

【大阪府^{いばらき}茨木市】 ＜文化・子育て複合施設の木質化＞

- ▶ 茨木市では、公共施設の整備に当たって、「茨木市木材利用方針」に基づき木材利用を促進。
- ▶ このため、文化・子育て複合施設の新築に当たり、内装及び家具の一部を木質化（国産材使用量54.7^{m³}）。
- ▶ 意匠上重要な部分を木質化することにより、デザイン性が高まった。



＜木材を利用した屋内遊び場＞



＜1階天井の木質化＞

【事業費】

7,434,946千円
 （うち譲与税76,666千円）

※ 譲与税は、内装の木質化に係る部分に充当

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	33,330千円
②私有林人工林面積	524ha
③林野率	35.7%
④人口	287,730人
⑤林業就業者数	12人

森林環境譲与税を活用した取組状況（自治体間連携による森林整備等）

【茨城県取手市 × 群馬県みなかみ町】

＜友好都市連携による森林整備等＞

- 取手市では、県内自治体で初となる「気候非常事態宣言」を行い、地球温暖化等に対する各種対策を講じている。
- 市民の環境意識の向上のため、友好都市である群馬県みなかみ町において、市内小学生を対象に植林活動を実施。
- 令和5年度は、5～6年生29名が、みなかみ町でコナラ苗木約100本を植樹。森林の役割について学ぶ機会を設け、児童の理解と関心を高めた。



〈植樹活動の説明〉



〈コナラ苗木の植樹〉

【事業費】

2,302千円
（全額譲与税（取手市））

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額	11,440千円
②私有林人工林面積	116ha
③林野率	2.9%
④人口	104,524人
⑤林業就業者数	1人

【東京都、都内12区市町村】

＜複数の自治体連携による森林整備等＞

- 都内12区市町村（千代田区、中央区、台東区、品川区、荒川区、葛飾区、八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）と東京都で「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を令和5年7月に締結。
- 同協定により、森林を持たない特別区と森林を持つ多摩地域の市町村が連携して持続可能な森林循環の確立に向けた広域的な取組を推進。
- 令和5年度は、特別区の譲与税を活用して、あきる野市の市有林16.53haと奥多摩町の町有林2.73haの間伐を実施。本取組を都民に広く周知し、森林の有する多面的機能の理解促進を図るため、東京都の譲与税を活用して、PR動画及びWebサイトの制作等の情報発信・機運醸成事業を実施。

【事業費】 2,665千円（全額譲与税（特別区））
29,974千円（全額譲与税（東京都））



〈協定締結式の様子〉



〈間伐後〉

- 大子町では、近年、ニホンジカの目撃が増えており、林業被害を発生させないためにも、ニホンジカを定着・繁殖をさせないことが課題となっている。
- このため、センサーカメラ設置によりニホンジカの生息状況を確認した上で、巻狩りによる駆除を実施した。

□ 事業内容

1 生息域調査

センサーカメラを設置し、生息情報を調査する。

2 巻狩り

大子町鳥獣被害対策実施隊が、上記1の調査情報を活用し、林道3路線の範囲内で巻狩りを実施する。

【事業費】1,216千円（全額譲与税）

【実績】センサーカメラを3台購入（県からの借上を含め8台設置）。
巻狩りを3回実施し、1頭を捕獲。

□ 取組の背景

- ・茨城県内では、ニホンジカは大正時代を最後に絶滅したと考えられていたが、近年、目撃情報が増加。
- ・ニホンジカは定着・繁殖すると、農林業や生態系に多大な被害を発生させることが報告されており、早期の対応が求められている。



（センサーカメラの設置）



（生息情報の調査）



（巻狩り）

□ 工夫・留意した点

・ 大子町鳥獣被害対策実施隊との連携

地元の大子町鳥獣被害対策実施隊に巻狩りを委託することにより、今後、個体数が増える場合に備え、協力体制の構築を図った。

・ 茨城県及び森林管理局との連携

茨城県からセンサーカメラを借用し、撮影場所を増設した。また、茨城県及び森林管理局で別途設置しているセンサーカメラの情報を関係者間で共有し、より広範囲に情報収集を行った。

□ 取組の効果

- ・ニホンジカ1頭の捕獲に成功した。
- ・センサーカメラの設置により、直近の生息状況の把握が可能になり、範囲を絞った効率的な巻狩りの実施につながった。
- ・大子町鳥獣被害対策実施隊の役員会への参加や、町内外の鳥獣被害対策の担当等との連携により、関係者間での情報共有等、協力体制の強化ができた。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：79,040千円	②私有林人工林面積（※1）：13,146ha	
③林野率（※1）：78.5%	④人口（※2）：15,736人	⑤林業就業者数（※2）：165人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 田上町は、県内有数のたけのこの産地である一方、荒廃竹林の増加による景観への影響やたけのこの収穫量の減少が課題となっている。
- このため、商工会や道の駅関係者などで構成される「たがみバンブー実行委員会」が行う竹林整備に対して支援を行うとともに、伐採した竹を活用したバンブーアートを作成・設置することを通して地域の魅力発信につなげることにした。

□ 事業内容

竹林整備

- 手入れの行き届いていない竹林整備に対する支援。
- 伐採した竹を活用した“竹あかり”イベントへの材料供給を実施。

【事業費】20,169千円（うち譲与税2,000千円）

【実績】竹林整備（0.65ha）、竹材搬出

□ 取組の背景

- 田上町は、たけのこの産地だが、竹林所有者の高齢化に伴い竹林の整備が追いついていないところが多く、その整備が課題。
- こうした中、竹林整備と交流人口の拡大を目指すプロジェクトがスタートし、竹あかりイベントの会場となる竹林の整備が喫緊の課題となり、森林環境譲与税を活用した事業を行うことにした。

□ 工夫・留意した点

- 竹林整備に当たり、地元をはじめ地域外からも多くのボランティアの方に関わってもらうようにし、普段立ち入ることがない竹林に入り、実際に作業をしてもらうことで、竹林整備の必要性に気がつくきっかけとなるようにした。

□ 取組の効果

- 竹林の整備により、他の未整備地と比較して景観が良好になった。
- 今後、整備地において、未整備地よりたけのこの収量増加が期待される。
- 竹林整備には多くのボランティア（45名）が関わり、竹あかりイベントもとても好評で、多くの幅広い方に竹林整備の重要性や竹のまち「たがみ」をPRできた。



（整備前の竹林）



（竹あかりの制作）



（竹あかり会場）

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：2,592千円		②私有林人工林面積（※1）：453ha	
③林野率（※1）：35.8%	④人口（※2）：11,227人	⑤林業就業者数（※2）：0人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 那珂市では、昔から林業用苗木の生産が盛んであり、近年は花粉の少ないスギ・ヒノキのコンテナ苗生産に力を入れている。
- 県内の人工林は本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、再生林に必要な苗木の安定供給が一層重要となってきた。
- このため、林業用苗木の産地を維持し、持続的な苗木の供給に向けて、那珂市林業種苗生産者団体支援補助事業を実施した。

□ 事業内容

那珂市林業育苗者団体支援補助事業

- ・ 育苗事業者の担い手確保に向けた事業に係る費用及び機械の補助

【事業費】1,000千円（全額譲与税）

【実績】1,000千円（育苗団体1件に対して助成）

コンテナ苗の育苗棚設置に必要な資材の購入への支援

□ 取組の背景

- ・ 那珂市は、昔から林業用苗木（スギ・ヒノキ等）の生産が盛んな地域であった。
- ・ 近年、苗木生産者の減少が課題となっている。
- ・ このことから林業用苗木の産地を維持し、持続的に苗木を供給していくために、事業の効率化や担い手育成に資する事業を実施した。



（ブロック棚写真）

□ 工夫・留意した点

- ・ 林業育苗産業全体の事業の効率化や担い手育成につながるよう、各生産者が連携している育苗団体への支援をできるようにした。



□ 取組の効果

- ・ コンテナ苗の育苗棚を高くするための資材（コンクリートブロック等）購入への支援をすることで、以下の効果が得られた。
 - ①コンテナ苗生産における湿気が軽減され、苗木の高品質化規格品率の向上
 - ②生産者の育苗作業の省力化が図られた
- ・ 育苗団体へ補助したことで、産業全体の発展へとつながることが見込まれる。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：9,100千円		②私有林人工林面積（※1）：657ha	
③林野率（※1）：16.8%	④人口（※2）：53,502人	⑤林業就業者数（※2）：10人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 流山市では、公共建築物における県産材や国産材の利用に努め、木材利用の促進を図っていく方針。
- 小学校整備に伴い千葉県産の木材を使用し県内の木材産業の活性化に貢献するとともに、こどもたちへの社会学習の材料としての活用を目指す。

□ 事業内容

おおぐろの森小学校建設

- ・ 小学校建設に当たり「高台の緑に溶け込む 森の中の木の学び舎」をコンセプトに、木造化を進めるとともに、内装を木質化し、周辺の自然環境と調和したおおぐろの森小学校を建設（令和2年度竣工）。令和5年度から木工事に係る市債元金償還に譲与税を充当。

【事業費】総額：7,000,693千円（うち譲与税185,291千円（予定））
うち令和5年度：11,871千円（うち譲与税2,934千円）

【実績】おおぐろの森小学校（木材利用量：2,429m³）

□ 取組の背景

- ・ 流山市は、つくばエクスプレスの開通に伴い、流山おおたかの森駅周辺で土地区画整理事業を施行し、大型マンションや戸建住宅の建設により、児童数が増加している。
- ・ 流山市立おおぐろの森小学校は、増加する児童数に対応するため、自然豊かな大畔地区の特性を生かし、「高台の緑に溶け込む 森の中の木の学び舎」をコンセプトとして整備を進めてきた。

□ 工夫・留意した点

- ・ 木材は、やわらかで温かみのある感触、調湿機能などの優れた性質を持っていることから、普通教室の内装を木質化した。
- ・ 校舎内には、使用されている木材の種類や産地などを説明したパネルや見本を掲示し、児童が木材に関する情報を学ぶことができるようにした。
- ・ 県産スギ調達のため、流山市・設計事務所と千葉県農林水産部・森林組合で事前に打ち合わせ、地域材供給の取組体制を構築した。
- ・ 強度の必要な部分は姉妹都市の長野県信濃町産カラマツをLVL（単板積層材）に加工して利用した。

□ 取組の効果

- ・ 県産スギや姉妹都市である長野県信濃町産のカラマツを利用し、国内最大規模となる3階建ての木造校舎の建設を実現した。
- ・ 教職員からは、断熱性能があり、木のぬくもりや風の流れる感じるといった声が聞かれており、豊かな教育環境づくりに効果が期待できる。
- ・ 児童が身近に木に触れ、木材の説明パネルや見本掲示で学びを得ることができる環境とし、こどもたちへの普及啓発も図っている。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：20,988千円		②私有林人工林面積（※1）：27ha	
③林野率（※1）：7.3%	④人口（※2）：199,849人	⑤林業就業者数（※2）：0人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より



（外観 建物全体）



（内観 体育館）



（内観 普通教室）

- 綾部市では、①手入れの行き届いていない私有林の整備（森林経営管理制度の推進）、②林業を担う人材育成、③建築物の木質化等に森林環境譲与税を活用する方針としている。
- 令和5年度には、森林環境譲与税基金を活用した公共建築物の木質化工事として、新規オープンする市の複合施設に京都府内産木材を使用した壁材やテーブル等を整備し、利用者に木のぬくもりを感じてもらおうとともに、森林整備や森林環境譲与税の啓発を行った。

□ 事業内容

- ・ 複合施設（図書館等）における備品等の木質化

【事業費】52,647千円

（全額譲与税）

【実績】木材使用量 16.22m³

※京都府内産木材を全量使用

開架テーブル 15基、

ベンチ 5基、

受付カウンター、壁格子等造作等



（図書館）

□ 取組の背景

- ・ 綾部市の新たなランドマークとして図書館・子育て支援施設・ホールの機能を併せ持つ複合施設「あやテラス」が令和5年11月にオープンした。
- ・ 綾部駅から徒歩1分と好立地にあることから、世代や地域を超えて人々に木のぬくもりを感じてもらい、多くの来館者が集い、新たなつながりが生まれる場所となるよう、施設内の各所に木材を活用した。



（オープンスペース）



（PR用表示板）

□ 工夫・留意した点

- ・ 木材の活用が森林整備につながるよう、京都府森林組合連合会の運営する京都木材流通センター（綾部ストックヤード）を通して、市内林業事業体へ積極的な出材をお願いした。
- ・ 「森林環境譲与税」や「地域産木材」を使った施設であることを知ってもらうため、各施設の入り口に木製プレートを設置した。
- ・ 木材の魅力を感じ何度も訪れたいと思える施設となるよう、デザイン性に優れた加工業者を選定し、開架テーブルの作成を依頼した。

□ 取組の効果

- ・ 木のぬくもりが感じられる落ち着いた環境での学びや交流により、施設利用者に木への親しみを感じてもらえる施設となった。
- ・ 開館から多くの市民が訪れ、木のぬくもりを身近に感じていたっており、また、来館者の声も好評で、森林環境譲与税や地域材への理解が深まることが期待される。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：49,942千円		②私有林人工林面積（※1）：9,884ha	
③林野率（※1）：76.5%	④人口（※2）：31,846人	⑤林業就業者数（※2）：44人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 上市町では、町出身の細田守監督作品「おおかみこどもの雨と雪」の公開10周年を機に、「おおかみこどもの森づくり」プロジェクトに取り組んでいる。
- プロジェクトを通じ、森の大切さを再認識し、自然環境の保全や多様な動植物の生態に関心を持つきっかけとしてもらうとともに、町の森林環境の保全、脱炭素社会の実現、環境教育の充実を図っている。

事業内容

①植樹祭

- ・ 町内外の一般の方々に参加してもらう植樹祭を開催し、21種240本の苗木の植樹を行った。

②森づくり講座・ワークショップ

- ・ 町内小学校児童を対象とし、森林の役割などを学ぶ森づくり講座やどんぐり拾いと苗づくり体験の開催

【事業費】3,820千円（全額譲与税）

【実績】①参加者100名 ②参加者320名



（植樹祭）



（植樹祭）



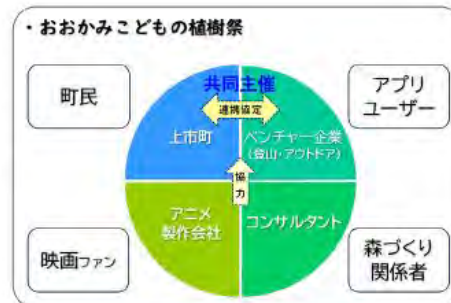
（森づくり講座）



（苗づくり体験）

事業スキーム

- ・ 上市町と登山・アウトドア関係のベンチャー企業との共同主催とし、アニメ制作会社と森づくりのコンサルタントからの協力も得ながら、相互の連携を図って実施した。



工夫・留意した点

- ・ ワークショップで植えた苗を翌年の植樹に使うなど、活動が循環していくことを意識させることを心がけた。
- ・ 民間事業者と協力・連携することで情報発信力の強化を図った。

取組の効果

- ・ 参加者からは「森の働きなどに興味を持つことができた」と好評であり、森林環境の保全などに関心を持つきっかけ作りができた。
- ・ 民間事業者との協力・連携によって、普及啓発効果の高い充実した内容の森づくりプロジェクトとなった。

基礎データ

①令和5年度譲与額：8,344千円	②私有林人工林面積（※1）：1,510ha
③林野率（※1）：71.9%	④人口（※2）：19,351人
	⑤林業就業者数（※2）：11人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2年国勢調査」より

- 帯広市では、木育推進事業の一環として、幼少期から木に親しむ機会を創出するための木製品設置事業を展開している。令和5年度までに帯広市児童会館と保育所7施設に設置し、今後も他の施設に順次設置を進める予定。
- 木製品は全て地域材（道産材）を利用し、市内の製作所にて製作。施設に贈呈する際には木育マイスターによる木育活動を実施し、こどもたちが自然の木に触れたり木工を体験する時間も設けている。

事業内容

木製品設置事業

- ・ 公立保育所5か所に木製遊具等を設置。
- ・ 木製品は全て地域材（道産材）を利用し、市内製作所にて製作。
- ・ 贈呈時には製作者から、使用した木材や木製品について園児に説明を行った。
- ・ 木育マイスターが主体となり、園児が自然の木に触れる体験、森についての絵本読み聞かせ、木工体験などの木育活動も実施した。

【事業費】2,743千円（全額譲与税）

【実績】公立保育所5か所

木製品の数 25点（セット）

木育活動参加人数（年長児対象） 74人

取組の背景

- ・ 多くのこどもたちが日常の中で木に触れることができるよう、保育施設等への木製品の設置を行っている。
- ・ 保育現場から木製品が欲しくても入手することが難しいとの声があったため、要望を調査した上で設置する木製品を決めている。



（カラマツ製の遊具）



（広葉樹製のキッチン）



（レーザー刻印）

工夫・留意した点

- ・ 木製品を設置するだけでなく、木育活動と組み合わせることで、自然の森や木とのつながりも感じられるようにした。
- ・ 製作した木製品には、帯広市の公式キャラクター「しらかんば」の親しみやすいイラストとともに、使用している樹種や地域材であること、森林環境譲与税を活用していることをレーザーで刻印。



（木育活動の様子）

取組の効果

- ・ 施設の希望に応じておまごと用冷蔵庫やキッチン、トンネルセットなどの遊びに使う木製品のほか、配膳台やベンチ、テーブル&イスセットなどを製作し、こどもたちが日々の生活の中で、自然に木に触れる機会を創出できた。
- ・ 木ならではの美しさや温かみのある木製品が完成し、こどもたちだけでなく、保護者からも好評を得ている。

基礎データ

①令和5年度譲与額：40,924千円		②私有林人工林面積（※1）：994ha	
③林野率（※1）：38.4%	④人口（※2）：166,536人	⑤林業就業者数（※2）：141人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 甲府市では、「甲府市における森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方」に基づき、森林整備や担い手の育成及び確保、木材利用、普及啓発などに取り組んでいる。
- 普及啓発に向けた取組として、令和6年4月から新生児に配布する地域産材を使用した木製品を製作した。

事業内容

甲府市が有する豊かな自然に小さな頃から触れ、木材への親しみや木の文化への理解を深めるきっかけとして、これからの甲府市を背負うこどものために「甲府市らしさ」をイメージした木製品を製作し、配布する。

【対 象 者】令和6年4月1日以降に甲府市の住民基本台帳に登録される新生児

【事 業 費】8,280千円（全額譲与税）

【実 績】森の宝石ラトル 1,500個
木糸ハンカチ（3枚）1,500セット

取組の背景

- 令和4年3月に「甲府市における森林環境譲与税の活用についての基本的な考え方」を策定。
- この中で、木材との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう「木育」の推進を掲げていることから、本取組を含む木育事業を開始。



（森の宝石ラトル）



（木糸ハンカチ）

工夫・留意した点

- 甲府市は世界有数の「宝石のまち」であることから、地域の特色を生かし、木製ラトルは宝石をモチーフにしたデザインとした。
- 木糸は甲府市有林から搬出した間伐材のうち、小径木等の未利用材を有効活用して製作した。
- 木材利用を促進する意義やメリットについて説明するチラシを合わせて配布した。

取組の効果

- 木製品の配布により、「宝石のまち甲府」を好きになるきっかけとなるとともに、森を身近に感じることで、木材利用の促進などにもつながることが期待できる。



基礎データ

①令和5年度譲与額：32,236千円	②私有林人工林面積（※1）：1,467ha
③林野率（※1）：64.0%	④人口（※2）：189,591人
	⑤林業就業者数（※2）：54人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 豊中市は、市の大部分が市街地であるため、身近に森林がなく自然に触れる機会が少ない。
- このため、島根県隠岐の島町、大阪府能勢町と森林環境保全に関する自治体間連携協定を締結し、市のこどもたちが森林管理の重要性、林業の役割、森林と地球温暖化の関係などを学ぶことを目的として、自然体験型環境学習を実施。

□ 事業内容

自然体験型環境学習の実施

- ・ 隠岐の島町においては、小学4年生～6年生20名が現地に赴き、木材を利用した町役場の庁舎、木質バイオマスペレット工場の見学や、森林の散策、クラフト体験を通じ、木材に親しむプログラムを実施。
- ・ 能勢町においては、小学3年生～6年生の親子9組が間伐体験を通じ、森林保全の重要性や地球温暖化との関係を学んだ。

【事業費】 3,663千円（全額譲与税）

【実績】 参加者：41名（こども32名、大人9名）

□ 取組の背景

- ・ 令和3年度：豊中市にある大阪国際空港の就航都市として交流のあった隠岐の島町及び、同じ大阪府内で以前から一緒に環境学習を実施してきた能勢町と森林環境保全に関する自治体間連携協定を締結
- ・ 令和4年度：両町と自然体験型環境学習プログラムを構築
- ・ 令和5年度：両町で自然体験型環境学習を実施



（隠岐の島町現地体験プログラム）



（能勢町間伐体験）

□ 工夫・留意した点

- ・ 隠岐の島町の地域特性を生かした自然体験を通じ、こどもたちの自然への意識高揚を図るとともに、森林環境保全について楽しく学べるようなプログラムを構築した。
- ・ 能勢町での間伐体験を通じ、こどもとともに大人も森林環境保全に興味を持てるように、また、今後も継続して意識できるようなプログラムを構築した。
- ・ 参加者の募集については、市の広報誌、ホームページへの掲載の他、市内の小学校及び義務教育学校の対象学年の児童にチラシを配布して周知した。応募者多数であったため抽選で参加者を決定した。

□ 取組の効果

- ・ 実施後のアンケートでは、「これまでと違った視点で環境について考えることができたようになった」、「森林環境保全の重要性を意識するようになった」という意見が多く、こどもを通じて大人の意識向上もみられた。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：42,294千円		②私有林人工林面積（※1）：0ha	
③林野率（※1）：0.1%	④人口（※2）：401,558人	⑤林業就業者数（※2）：2人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

- 鉾田市は太平洋（鹿島灘海岸）に面し、約20kmの海岸線を有しており、海岸林（市有林）が整備されているが、近年松くい虫の被害の増加が課題となっている。
- このため、森林環境譲与税を活用し、松くい虫対策として、海岸林の整備を実施した。

事業内容

鉾田市柏熊地内の海岸林（市有林）において、松くい虫対策（被害調査・薬剤散布・伐倒駆除・植栽・刈払い・植栽等）を実施

- ・ 海岸松林整備計画作成業務 902千円
- ・ 松くい虫防除（地上散布）業務委託 473千円
- ・ 海岸松林整備工事（松くい虫防除） 7,425千円

【事業費】8,800千円（全額譲与税）

【実績】地上散布 4.0ha ・ 刈払い 2.18ha
枯損木伐倒 1,700本 ・ 燻蒸処理 21m³
植栽（抵抗性クロマツ） 1,200本



工夫・留意した点

- ・ 海岸松林整備計画作成業務により、当該市有林の被害状況を把握し、的確な海岸松林整備工事の発注に努めた。
- ・ 当該地は野兔が多いことから、被害防止と植栽した苗木の健全な生育のため、獣害防止ネットを設置した。
- ・ 植栽位置について、残存木（広葉樹含む）の林縁から1m以上離して計画した。

取組の効果

- ・ 松くい虫対策を総合的に実施したことにより、松くい虫の被害拡大を防止することができた。
- ・ また、公益的機能の維持・向上が図られ、飛砂及び暴風などから住民生活の安全に寄与するとともに、農地等への被害を防止することができた。

基礎データ

① 令和5年度譲与額：11,410千円		② 私有林人工林面積：1,831ha（※1）	
③ 林野率：22.8%（※1）	④ 人口：45,953人（※2）	⑤ 林業就業者数：6人（※2）	

※1：「2020農林業センサス」より ・ ※2：「R2国勢調査」より

- 常陸太田市の面積は、37,199haで、市面積の4分の3を森林が占めており豊富な森林資源を有するが、森林所有者の高齢化や経営意欲の減退等により手入れされない人工林が多く残されているため、森林経営管理制度を活用し、意向調査及び森林現況調査を実施し森林整備に繋げて行く方針。
- 今後、森林経営管理制度による森林整備面積が増大していくことが想定されるため、森林整備の実施者となる林業担い手の確保は市内の森林整備における喫緊の課題となっている。

□ 事業内容

高性能林業機械導入補助事業

- ・ 高性能林業機械の導入費用の一部を補助。
- ・ 対象者：以下の要件を満たす経営体
 - 茨城県意欲と能力のある林業経営体として登録された林業経営体
 - 市内に主たる住所を有する経営体
 - 市税等の滞納がないこと
- ・ 補助率：2分の1（上限額10,000千円）
 - ※他の補助事業を利用する場合は自己負担額の1/4

【事業費】13,500千円（全額譲与税）

【実績】2事業体



（フェラーパンチャ
ザウルスロボ）



（ハーベスタ）

□ 取組の背景

- ・ 労働強度の高い林業担い手の確保は喫緊の課題となっていることから、高性能林業機械導入費用の一部を補助することで、より一層の林業機械の導入を促し、森林整備における労働環境の改善を図ることにより、林業経営体の担い手確保の支援を行った。

□ 工夫・留意した点

- ・ 補助事業利用後の5年間は、雇用状況及び森林整備の実績を記載した報告書を毎年提出させることとし、林業経営体の雇用状況の変化や森林整備実績の増減について把握できるよう工夫した。

□ 取組の効果

- ・ 令和5年度は2つの林業経営体が補助制度を利用し、高性能林業機械を導入することで労働環境の改善を図ることができた。

◇ 基礎データ

①令和5年度譲与額：50,302千円		②私有林人工林面積（※1）：8,761ha	
③林野率（※1）：76.1%	④人口（※2）：48,602人	⑤林業就業者数（※2）：66人	

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

茨城県 つくば市（木育事業の実施）

- つくば市は、林業事業者がないため、身近に林業を感じることができず、子どもたちが木材に触れ合う機会が少ない状況にある。
- このため、木のおもちゃで遊べるイベントを開催することで、木の特徴を五感で感じてもらい、身近にあふれているものが森林に繋がっていることに気づける機会を作っている。

事業内容

森林保全の理解を深めることを目的とし、木製のおもちゃで遊んだり、実際におもちゃを作成するワークショップを通して森林の持つ様々な機能について楽しみながら学べるイベントの開催。

- ・ つくばフェスティバルで木の恐竜作りワークショップを出展。
- ・ 様々な木のおもちゃで遊べるおもちゃ広場は、商業施設で2回、子育て総合支援センターで1回実施。
- ・ まつりつくばで木の魚釣りブースを出展。

【事業費】 2,839千円（全額譲与税）

【実績】 木の恐竜作りワークショップ 子供72人が参加
おもちゃ広場 親子合わせて282人が参加
木の魚釣り 1,000人が参加

取組の背景

- ・ つくば市は子育て世代の流入が多く、年少人口が増加傾向にある。
- ・ 現代はデジタル化が進み、子どもたちが木に触れる機会が減少しているため、木を通して五感で感じる体験の機会を創出したいと考え、木育事業を開始。



（ワークショップ）



（木の魚釣り）



（おもちゃ広場）

工夫・留意した点

- ・ ただ遊ぶだけでなく、森林や環境保全について考えるきっかけとなるように、森林の公益的機能に関する説明を行った。その際、子供が興味を持つような絵や仕掛けを使用した。
- ・ 多くの方に気軽に参加してもらえるように、ポップなデザインのチラシを用いて広報を行った。



（森林の持つ公益的機能の説明）

取組の効果

- ・ フェスティバルは「科学と国際交流」をテーマに、体験参加型イベントや世界各国の文化に触れることができるイベントであり、世界各国の子供たちにも木育を体験してもらうことができた。
- ・ まつりつくばでは、森林の大切さや木育に関するチラシを配布することで、森林保全についての普及啓発を行うことができた。
- ・ 親子での体験を通して、子供のうちから木に触れ合ったり森林の役割について学ぶことの必要性を伝えることができた。

基礎データ

①令和5年度譲与額：32,420千円		②私有林人工林面積（※1）：1,865ha	
③林野率（※1）：18.3%	④人口（※2）：241,656人		⑤林業就業者数（※2）：9人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より

森林環境譲与税の使途に関するヒント(全国の事例から)

※令和5年度

項目	施策内容	市町村
森林整備 (花粉症対策含む)	①航空レーザ計測の解析結果を活用した集積計画・配分計画の作成 ②造林や間伐によるCO2吸収量に応じた支援 ③花粉発生源対策を促進し、しいたけ原木として利用できるクヌギを植栽 ④所有者による経営管理が困難な山林の町有林化	静岡県御殿場市 福岡県添田町 鳥取県倉吉町 兵庫県佐用町
平地林・里山林 の整備(鳥獣害 対策も含む)	①放置竹林の整備と竹材の有効活用 ②手入れ不足の里山林における森林整備(間伐)の実施	福岡県築上町 福井県越前市
防災の観点から の森林整備	①台風による風倒被害発生を防ぐための災害に強い森林環境整備 ②被災林道の応急復旧工事の実施 ③集落周辺の未整備里山林の整備	千葉県佐倉市 石川県加賀市 石川県小松市
林業労働力対 策	①安全装備品等の購入費の一部助成 ②林業インターンの募集及び受け入れに係る支援 ③自伐型林業者の育成	栃木県茂木町 三重県紀北町 岩手県一関市
自治体間連携	①森林を所有する交流自治体との連携によるカーボンオフセット事業 ②森林整備によるカーボンオフセット事業と木材利用の取組 ③都市部住民による森林環境教育と組み合わせた取組 ④都市部での木製品等販路拡大に向けた取組	東京都杉並区・青梅市 千葉県習志野市・南房総市 神奈川県海老名市・長野県須坂市 山形県米沢市・東京都港区